

# 厚生労働大臣が定める掲示事項

2024年7月1日現在

大野中央病院 院長

## 1、入院基本料に伴う看護職員の配置数について

- 急性期一般病棟・・・入院患者10人に対して1人以上(日勤・夜勤あわせて)
- 回復期リハビリテーション病棟・・・入院患者15人に対して1人以上(日勤・夜勤あわせて)
- 地域包括ケア病床・・・入院患者13人に対して1人以上(日勤・夜勤あわせて)

## 2、基本診療料及び特掲診療料の施設基準届出事項(別掲の施設基準一覧参照)

## 3、後発医薬品(ジェネリック医薬品)について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

## 4、長期処方について

当院では患者さんの状態に応じ、28日以上長期処方を行うことが可能です。

## 5、明細書発行体制について

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですが、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨をお申し出ください。

## 6、入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養(Ⅰ)の基準に係る届出を行っております。

療養のための食事は管理栄養士に管理され、適時(夕食6時以降)・適温にて提供しております。

入院時食事療養費の標準負担額について(1食につき)

70歳未満の方

区 分		標準負担額	
一般(住民税課税世帯)		1食490円	
" ※指定難病患者等		1食280円	
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食230円
		91日以上	1食180円

70歳以上の方

区 分		標準負担額	
一般(住民税課税世帯)		1食490円	
" ※指定難病患者等		1食280円	
住民税非課税世帯 (低所得Ⅱ)	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食230円
		91日以上	1食180円
住民税非課税世帯(低所得Ⅰ)		1食110円	

## 7、保険外負担に関する事項について

- 以下の項目は、患者さまの申し出により実費でご負担いただいております。

1) 特別な療養環境の個室料(午前零時から起算した、1日あたりの税込金額)

①	3,300円	[病室]	2110号	2230号	3111号	3113号	3233号	3237号
		[設備]	洗面台					

②	8,800円	[病室]	2108号	2222号	2228号	3110号	3118号	3225号
		[設備]	トイレ、洗面台					
③	17,600円	[病室]	2116号	2117号	2236号	2237号	3117号	3121号
		[設備]	バス又はシャワー、トイレ、洗面台					
④	39,600円	[病室]	3120号					
		[設備]	バス、トイレ、キッチン					

2) 診断書・証明書等の文書作成料(1通あたりの税込金額)

- |                   |                |            |        |
|-------------------|----------------|------------|--------|
| ・ 一般診断書(簡易)       | 3,300円         | ・ 入院証明書    | 5,500円 |
| ・ 特定診断書(精密)       | 5,500円～11,000円 | ・ 身体障害者診断書 | 7,700円 |
| ・ 診療費支払い証明書(1ヶ月分) | 1,100円         | ・ 介護診断書    | 5,500円 |
- (その他の文書作成料については受付にてご確認ください)

3) その他(使用量や利用回数に応じてご負担いただく税込金額)

- |                    |        |                    |        |
|--------------------|--------|--------------------|--------|
| ・ オムツ(パンツタイプ)      | 270円/枚 | ・ 病衣               | 160円/日 |
| ・ オムツ(パッドタイプ)      | 170円/枚 | (ゆかた・パジャマ・リハビリウェア) |        |
| ・ タオルセット(バス・フェイス用) | 260円/日 | ・ 付添い用ベッド使用料       | 350円/日 |
| ・ つなぎ服             | 110円/日 | ・ 付添い用寝具料          | 200円/日 |

8、入院期間が180日を超える場合の入院費用について

一般病棟において通算入院日数が180日を超えると入院料の一部が保険給付外となります。

・・・181日目から、1日あたり 2,380円を特定療養費としてご負担いただきます。

(ただし、厚生労働大臣の定める状態・疾病に該当する場合は除きます)

9、厚生労働大臣が定める(通則第5号及び第6号)手術実施件数について

(以下掲示の手術実施期間 令和5年1月1日～令和5年12月31日)

区分2	ア 靭帯断裂形成手術等	2件
区分4	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術	11件
その他	人工関節置換術	10件

10、医療情報の活用について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認により、受診歴、薬剤情報、特定健診情報を取得・活用して診療を行っています。